

徳島県規則第二十六号

徳島県職員の勤務発明等に関する規則及び徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職員の勤務発明等に関する規則及び徳島県公有財産取扱規則の一部を改正する規則

(徳島県職員の勤務発明等に関する規則の一部改正)

第一条 徳島県職員の勤務発明等に関する規則(昭和四十一年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「会長は、」の下に「知事が指定する」を加える。

(徳島県公有財産取扱規則の一部改正)

第二条 徳島県公有財産取扱規則(昭和三十九年徳島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「委員長は、」の下に「知事が指定する」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。